

**奈良県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の
事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱**

第1 目的等

- 1 この要綱は、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第17号。以下「居宅条例」という。）及び「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第18号。以下「予防条例」という。）の施行に関し、居宅条例及び予防条例に定める指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の趣旨及びその運用について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱に規定する指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の趣旨及びその運用についての事項は、第2及び第3に定めるもののほか、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の定めるところによるものとする。

第2 介護サービス

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

① サービスの提供の記録（居宅条例第20条）

居宅条例第20条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名及び心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

② 勤務体制の確保等（居宅条例第32条）

居宅条例第32条第4項は、従業者がやり甲斐を感じ働き続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものであること。

③ 記録の整備（居宅条例第42条）

居宅条例第42条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 訪問介護計画

- イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- ウ サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- エ サービス提供票
- オ 介護給付費明細書
- カ 利用者負担分に係る領収関係書類
- キ 加算の算定要件を基礎付ける記録
- ク その他請求内容の基礎となる記録

④ 報告（居宅条例第43条）

居宅条例第43条に規定する報告は、知事が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報を記載した書面により行うものとする。

(2) 共生型訪問介護に関する基準

居宅条例第43条の3の規定により、居宅条例第20条、第32条、第42条及び第43条の規定は、共生型訪問介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)を参照されたい。

(3) 基準該当訪問介護に関する基準

居宅条例第48条の規定により、居宅条例第20条、第32条、第42条及び第43条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)を参照されたい。

2 訪問入浴介護

(1) 運営に関する基準

① 記録の整備（居宅条例第59条）

居宅条例第59条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

- ア 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- イ サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- ウ サービス提供票
- エ 介護給付費明細書
- オ 利用者負担分に係る領収関係書類
- カ 加算の算定要件を基礎付ける記録
- キ その他請求内容の基礎となる記録

② 準用（居宅条例第60条）

居宅条例第60条の規定により、居宅条例第20条、第32条及び第43条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、②及び④を参照されたい。

(2) 基準該当訪問入浴介護に関する基準

居宅条例第64条の規定により、居宅条例第20条、第32条、第43条及び第59条の規定

は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、②及び④並びに第2の2の(1)の①を参照されたい。

3 訪問看護

(1) 運営に関する基準

① 記録の整備（居宅条例第79条）

居宅条例第79条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

- ア 居宅条例第74条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- イ 訪問看護計画書
- ウ 訪問看護報告書
- エ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- オ サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- カ サービス提供票
- キ 介護給付費明細書
- ク 利用者負担分に係る領収関係書類
- ケ 加算の算定要件を基礎付ける記録
- コ その他請求内容の基礎となる記録

② 準用（居宅条例第80条）

居宅条例第80条の規定により、居宅条例第20条、第32条及び第43条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、②及び④を参照されたい。

4 訪問リハビリテーション

(1) 運営に関する基準

① 記録の整備（居宅条例第89条）

居宅条例第89条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

- ア 訪問リハビリテーション計画
- イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- ウ サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
- エ サービス提供票
- オ 介護給付費明細書
- カ 利用者負担分に係る領収関係書類
- キ 加算の算定要件を基礎付ける記録

ク その他請求内容の基礎となる記録

② 準用（居宅条例第90条）

居宅条例第90条の規定により、居宅条例第20条、第32条及び第43条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるため、第2の1の（1）の①、②及び④を参照されたい。

5 居宅療養管理指導

（1）運営に関する基準

① 記録の整備（居宅条例第98条）

居宅条例第98条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

イ サービス提供記録のうち、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの

ウ 介護給付費明細書

エ 利用者負担分に係る領収関係書類

オ 加算の算定要件を基礎付ける記録

カ その他請求内容の基礎となる記録

② 準用（居宅条例第99条）

居宅条例第99条の規定により、居宅条例第20条、第32条及び第43条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるため、第2の1の（1）の①（「サービスの開始時刻及び終了時刻」は除く。）、②及び④を参照されたい。

6 通所介護

（1）人員に関する基準（居宅条例第101条）

① 生活相談員

居宅条例第101条第1項第1号に定める生活相談員の資格については、奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月奈良県条例第13号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

② 従業者の員数

同条第1項第2号中、「1以上」とは、単位ごとに、かつ、指定通所介護を提供している時間帯ごとに概ね2時間以上配置されていることをいうものとする。

（2）設備に関する基準（居宅条例第103条）

① 事業所

事業所とは、指定通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定通所介護を提供する場合については、

これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。また、事業所及び事業所と構造上一体と認められる区画には、通所介護従業者及び利用者が居住すべきではない。

② 食堂及び機能訓練室

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

なお、指定通所介護の機能訓練室等は、全体を見渡すことができる構造にする等により利用者の安全について十分考慮すべきである。さらに、原則として1階に設けるべきであるが、地階又は2階以上に設ける場合には事業所専用のエレベーターを設ける等により利用者の安全及び円滑なサービス提供について十分考慮すべきである。

③ 木材利用の推進

居宅条例第103条第4項は、木が有する効用及び性質が利用者へのサービス提供等に有効であることから、木材の利用に配慮することとしたものである。

(3) 運営に関する基準

① 勤務体制の確保等（居宅条例第109条）

居宅条例第109条第4項は、居宅条例第32条第4項と同趣旨であるため、第2の1の(1)の②を参照されたい。

② 記録の整備（居宅条例第113条）

居宅条例第113条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 通所介護計画

イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

ウ 業務日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

エ サービス提供票

オ 介護給付費明細書

カ 利用者負担分に係る領収関係書類

キ 加算の算定要件を基礎付ける記録

ク その他請求内容の基礎となる記録

③ 準用（居宅条例第114条）

居宅条例第114条の規定により、居宅条例第20条及び第43条の規定は、指定通所介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①及び④を参照されたい。

(4) 共生型通所介護に関する基準

居宅条例第116条の規定により、居宅条例第20条、第43条、第103条第4項、第10

9条、第113条の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、④、第2の6の(2)の③、(3)の①及び②を参照されたい。

(5) 基準該当通所介護に関する基準

① 従業者の員数（居宅条例第133条）

常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第2の6の(1)の該当部分を参照されたい。

② 設備に関する基準（居宅条例第135条）

指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第2の6の(2)の該当部分を参照されたい。

③ 準用（居宅条例第136条）

居宅条例第136条の規定により、居宅条例第20条、第43条、第109条、第113条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、④、第2の6の(3)の①及び②を参照されたい。

7 通所リハビリテーション

(1) 設備に関する基準

① 木材利用の推進（居宅条例139条）

居宅条例第139条第3項については、居宅条例第103条第4項と同趣旨であるため、第2の6の(2)の③を参照されたい。

(2) 運営に関する基準

① 記録の整備（居宅条例第146条）

居宅条例第146条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 通所リハビリテーション計画

イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

ウ 業務日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

エ サービス提供票

オ 介護給付費明細書

カ 利用者負担分に係る領収関係書類

キ 加算の算定要件を基礎付ける記録

ク その他請求内容の基礎となる記録

② 準用（居宅条例第147条）

居宅条例第147条の規定により、居宅条例第20条、第43条及び第109条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、④及び第2の6の(3)の①を参照されたい。

8 短期入所生活介護

(1) 人員に関する基準

① 生活相談員（居宅条例第149条）

居宅条例第149条第1項第2号に定める生活相談員の資格については、第2の6の(1)の①を参照されたい。

(2) 設備に関する基準

① 木材利用の推進（居宅条例第152条）

居宅条例第152条第9項は、居宅条例第103条第4項と同趣旨であるため、第2の6の(2)の③を参照されたい。

(3) 運営に関する基準

① 食事（居宅条例第159条）

居宅条例第159条第2項は、規則的な食事が、単なる栄養の摂取のみにとどまらず生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、利用者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、利用者の食べる意欲の維持及び向上に努めることとしたものであること。

② 記録の整備（居宅条例第169条）

居宅条例第169条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 短期入所生活介護計画

イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

ウ フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

エ サービス提供票

オ 介護給付費明細書

カ 利用者負担分に係る領収関係書類

キ 加算の算定要件を基礎付ける記録

ク 基準条例第156条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組の記録

ケ その他請求内容の基礎となる記録

③ 準用（居宅条例第170条）

居宅条例第170条の規定により、居宅条例第20条、第43条及び第109条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、④及び第2の6の(3)の①を参照されたい。

(4) ユニット型指定短期入所生活介護の事業

① 人員に関する基準

人員に関する基準については、居宅条例第9章第2節に定めるところによるので、留意すること。

② 設備に関する基準（居宅条例第173条）

居宅条例第173条第9項は、居宅条例第103条第4項と同趣旨であるため、第2の6の(2)の③を参照されたい。

③ 食事（居宅条例第178条）

居宅条例第178条第2項については、居宅条例第159条第2項と同趣旨であるため、第2の8の(3)の①を参照されたい。

④ 勤務体制の確保等（居宅条例第181条）

居宅条例第181条第5項は、居宅条例第32条第4項と同趣旨であるため、第2の1の(1)の②を参照されたい。

⑤ 準用（居宅条例第183条）

居宅条例第183条の規定により、居宅条例第169条及び第170条（第109条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるため、第2の8の(3)の②及び③を参照されたい。

(5) 共生型短期入所生活介護の基準

居宅条例第183条の3の規定により、居宅条例第20条、第43条、第109条、第152条第9項、第159条、第169条の規定は、共生型短期入所者生活介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、④、第2の6の(3)の①、第2の8の(2)の①並びに(3)の①及び②を参照されたい。

(6) 基準該当短期入所生活介護に関する基準

① 従業者の員数（居宅条例第185条）

居宅条例第185条第1項第1号に定める生活相談員の資格については、第2の6の(1)の①を参照されたい。

② 設備に関する基準（居宅条例第188条）

居宅条例第188条第5項は、居宅条例第103条第4項と同趣旨であるため、第2の6の(2)の③を参照されたい。

③ 準用（居宅条例第190条）

居宅条例第190条の規定により、居宅条例第20条、第43条、第109条、第159条、第169条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、④、第2の6の(3)の①、第2の8の(3)の①及び②を参照されたい。

9 短期入所療養介護

(1) 設備に関する基準

① 木材利用の推進（居宅条例第193条）

居宅条例第193条第4項は、居宅条例第103条第4項と同趣旨であるため、第2の6の(2)の③を参照されたい。

(2) 運営に関する基準

① 食事（居宅条例第201条）

居宅条例第201条第2項は、居宅条例第159条第2項と同趣旨であるため、第2の8の(3)の①を参照されたい。

② 記録の整備（居宅条例第205条）

居宅条例第205条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 短期入所療養介護計画

イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

ウ フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

エ サービス提供票

オ 介護給付費明細書

カ 利用者負担分に係る領収関係書類

キ 加算の算定要件を基礎付ける記録

ク 居宅条例第196条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組の記録

ケ その他請求内容の基礎となる記録

③ 準用（居宅条例第206条）

居宅条例第206条の規定により、居宅条例第20条、第43条及び第109条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるため、第2の1の(1)の①、④及び第2の6の(3)の①を参照されたい。

(3) ユニット型指定短期入所療養介護の事業

① 設備の基準（居宅条例第209条）

ア 居宅条例第209条第2項第1号は、奈良県指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第46条の規定と同趣旨であるため、奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱の第4の1の内容を参照されたい。

イ 同条第2項第5号は、奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第46条の規定と同趣旨であるため、奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱の第4の1の内容を参照されたい。

ウ 同条第2項第2号から第4号までは、奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第45条、第46条及び第47条の規定と同趣旨であるため、奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する要綱の第4の1の内容を参照されたい。

② 食事（居宅条例第213条）

居宅条例第213条第2項は、居宅条例第159条第2項と同趣旨であるため、第2の8の(3)の①を参照されたい。

③ 勤務体制の確保等（居宅条例第216条）

居宅条例第216条第5項は、居宅条例第32条第4項と同趣旨であるため、第2の1の(1)の②を参照されたい。

④ 準用（居宅条例第218条）

居宅条例第218条の規定により、居宅条例第205条及び第206条（第109条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用されるため、第2の9の(2)の②及び③を参照されたい。

10 特定施設入居者生活介護

(1) 人員に関する基準

① 生活相談員（居宅条例第220条）

居宅条例第220条第1項第1号に定める生活相談員の資格については、第2の6の(1)の①を参照されたい。

(2) 設備に関する基準

① 木材利用の推進（居宅条例第222条）

居宅条例第222条第9項は、居宅条例第103条第4項と同趣旨であるため、第2の6の(2)の③を参照されたい。

(3) 運営に関する基準

① 勤務体制の確保等（居宅条例第235条）

居宅条例第235条第5項は、居宅条例第32条第4項と同趣旨であるため、第2の1の(1)の②を参照されたい。

② 記録の整備（居宅条例第238条）

居宅条例第238条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 特定施設サービス計画

イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

ウ フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況及び特記事項が記載された記録

エ 介護給付費明細書

オ 利用者負担分に係る領収関係書類

カ 加算の算定要件を基礎付ける記録

キ 居宅条例第228条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組の記録

ク その他請求内容の基礎となる記録

③ 準用（居宅条例第239条）

居宅条例第239条の規定により、居宅条例第43条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用されるため、第2の1の（1）の④を参照されたい。

1.1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

（1）人員に関する基準

① 生活相談員（居宅条例第242条）

居宅条例第242条第1項第1号に定める生活相談員の資格については、第2の6の（1）の①を参照されたい。

（2）設備に関する基準

① 木材利用の推進（居宅条例第244条）

居宅条例第244条第9項は、居宅条例第103条第4項と同趣旨であるため、第2の6の（2）の③を参照されたい。

（3）運営に関する基準

① 記録の整備（居宅条例第249条）

居宅条例第249条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

ア 特定施設サービス計画

イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

ウ 居宅条例第246条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に関する記録

エ 居宅条例第248条第8項に規定する結果等の記録

オ 利用者負担分に係る領収関係書類

カ 加算の算定要件を基礎付ける記録

キ 居宅条例第250条で準用する第228条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組の記録

ク その他請求内容の基礎となる記録

② 準用（居宅条例第250条）

居宅条例第250条の規定により、居宅条例第43条及び第235条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用されるため、第2の1の（1）の④及び第2の10の（3）の①を参照されたい。

1.2 福祉用具貸与

（1）運営に関する基準

① 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技術の向上等（居宅条例第260条）

居宅条例第260条第3項は、居宅条例第32条第4項と同趣旨であるため、第2の1の（1）

の②を参照されたい。

② 記録の整備（居宅条例第264条）

居宅条例第264条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

- ア 福祉用具貸与計画
- イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- ウ 納品の記録
- エ サービス提供票
- オ 介護給付費明細書
- カ 利用者負担分に係る領収関係書類
- キ その他請求内容の基礎となる記録

③ 準用（居宅条例第265条）

居宅条例第265条の規定により、居宅条例第20条及び第43条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第2の1の（1）の①及び④を参照されたい。

（2）基準該当福祉用具貸与に関する基準

① 準用（居宅条例第267条）

居宅条例第267条の規定により、居宅条例第20条、第43条、第260条、第264条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用されるため、第2の1の（1）の①、④、第2の12の（1）の①及び②を参照されたい。

1.3 特定福祉用具販売

（1）運営に関する基準

① 記録の整備（居宅条例第277条）

居宅条例第277条第3項第1号の規定に基づき、次に定めるものについては5年間保存しなければならない。なお、同条第3項第2号に掲げる記録については、2年間保存しなければならない。

- ア 福祉用具販売計画
- イ 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- ウ 納品の記録
- エ 利用者負担分に係る領収関係書類
- オ その他請求内容の基礎となる記録

② 準用（居宅条例第278条）

居宅条例第278条の規定により、居宅条例第43条及び第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、第2の1の（1）の④及び第2の12の（1）の①を参照されたい。

第3 介護予防サービス

介護予防サービスに関する基準については、第2に記載した介護サービスに係る取扱と同様であるので、第2の該当部分を参照されたい。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。